

{ 平 13 . 11 . 16 }  
{ 基礎小 4 - 2 }

# 参 考 資 料

## ( 国 税 関 係 )

# 目 次

## (個人所得課税)

- ・ 所得税・個人住民税所得割の推移(イメージ図) . . . . . 2
- ・ 過去の個人所得課税の減税の概要 . . . . . 3
- ・ 個人所得課税の恒久的減税の概要 . . . . . 4
- ・ 所得税の国際比較 . . . . . 5
- ・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者) . . . . . 6
- ・ 課税最低限の国際比較 . . . . . 7
- ・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較 . . . . . 8

## (法人課税)

- ・ 平成10年度改正の概要 . . . . . 1 1
- ・ 「法人課税小委員会報告」(平成8年11月)における検討項目 . . . . . 1 2
- ・ 平成10年度改正における課税ベースの適正化 . . . . . 1 3
- ・ 平成11年度改正の概要 . . . . . 1 4
- ・ わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄) . . . . . 1 5

(消費課税)

・ 消費税制度改正の歩み	17
・ 消費税の用途	18
・ 消費税の福祉目的化	19
・ 平成13年度一般会計予算総則(抄)	20

(資産課税等)

・ 最近における相続税の主な改正	22
・ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要	23
・ 相続税の課税状況の推移	24
・ 主要諸外国の相続税の負担率	25
・ 土地譲渡益課税制度の概要	26
・ 個人の土地譲渡益課税の変遷	27
・ 土地譲渡所得の課税状況(11年分) - 譲渡価額19.0兆円	28
・ 特別控除等の適用前後における土地の譲渡益有無別の人員構成比(11年分:個人・長期)	29
・ 法人の土地譲渡益に対する追加課税制度の変遷	30
・ 地価税の概要	31
・ 有価証券取引税の概要	32
・ 取引所税の概要	33

( 個人所得課税 )

# 所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税率構造	<p>所得税 + 個人住民税 88%</p> <p>所得税 55%</p> <p>個人住民税 33%</p>	<p>給与収入 2,483.6万円</p> <p>1,046.8万円</p> <p>1,431.0万円</p> <p>所得税 + 個人住民税 65%</p> <p>55%</p> <p>45%</p> <p>所得税 35%</p> <p>30%</p> <p>個人住民税 20%</p> <p>15%</p>	<p>給与収入 2,380.0万円</p> <p>831.2万円</p> <p>1,429.6万円</p> <p>所得税 + 個人住民税 50%</p> <p>43%</p> <p>30%</p> <p>所得税 30%</p> <p>20%</p> <p>個人住民税 15%</p>
課税最低限	<p>夫婦2人者の場合</p> <p>236.7万円 (191.2万円)</p>	<p>327.7万円 (284.9万円)</p>	<p>384.2万円 (325.0万円)</p>

（注）課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。

## 過去の個人所得課税の減税の概要

改正等の時期等		減税の内容	減税規模
昭和62・63年	抜本改正	配偶者特別控除の創設 税率改正 等	5.5兆円 { 国 3.9兆円 地方 1.6兆円 }
平成6年	特別減税	20%の定率減税 { 所得税 最高 200万円 個人住民税 最高 20万円 }	5.5兆円 { 国 3.8兆円 地方 1.7兆円 }
平成6年	抜本改正	税率改正 基礎控除の引上げ 等	3.5兆円 { 国 2.4兆円 地方 1.0兆円 }
平成7年	特別減税	15%の定率減税 { 所得税 最高 5万円 個人住民税 最高 2万円 }	2.0兆円 { 国 1.4兆円 地方 0.6兆円 }
平成8年	特別減税	15%の定率減税 { 所得税 最高 5万円 個人住民税 最高 2万円 }	2.0兆円 { 国 1.4兆円 地方 0.6兆円 }
平成10年	特別減税	定額減税 { 所得税 本人 3.8万円・扶養 1.9万円 個人住民税 本人 1.7万円・扶養 0.85万円 }	4.0兆円 { 国 2.8兆円 地方 1.2兆円 }
平成11年	恒久的減税	税率改正	4.1兆円 { 国 3.0兆円 地方 1.1兆円 }
		{ 所得税 20%の定率減税(最高25万円) 個人住民税 15%の定率減税(最高4万円) }	

## 個人所得課税の恒久的減税の概要

1 減税規模（平年度） 4.1兆円  
（国税 3.0兆円、地方税 1.1兆円）

### 2 減税の内容

#### （1）最高税率の引下げ

所得税 （改正前）		（改正後）	
課税所得		課税所得	
3,000万円超の金額	50%	1,800万円超の金額	37%

個人住民税 （改正前）		（改正後）	
課税所得		課税所得	
700万円超の金額	15%	700万円超の金額	13%

（注）個人住民税の最高税率の引下げについては、市町村民税の最高税率引下げ（12% 10%）で対応。

#### （2）定率減税

所得税

- その年分の所得税額から当該所得税額の20%相当額（25万円を限度）を控除。

個人住民税

- その年度分の個人住民税所得割額から当該個人住民税所得割額の15%相当額（4万円を限度）を控除。

#### （3）扶養控除額の加算

##### 所得税

- 特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族）に係る扶養控除の額（改正前58万円）に5万円を加算。

##### 個人住民税（平成12年度分から適用）

- 特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族）に係る扶養控除の額（改正前43万円）に2万円を加算。

#### （注）

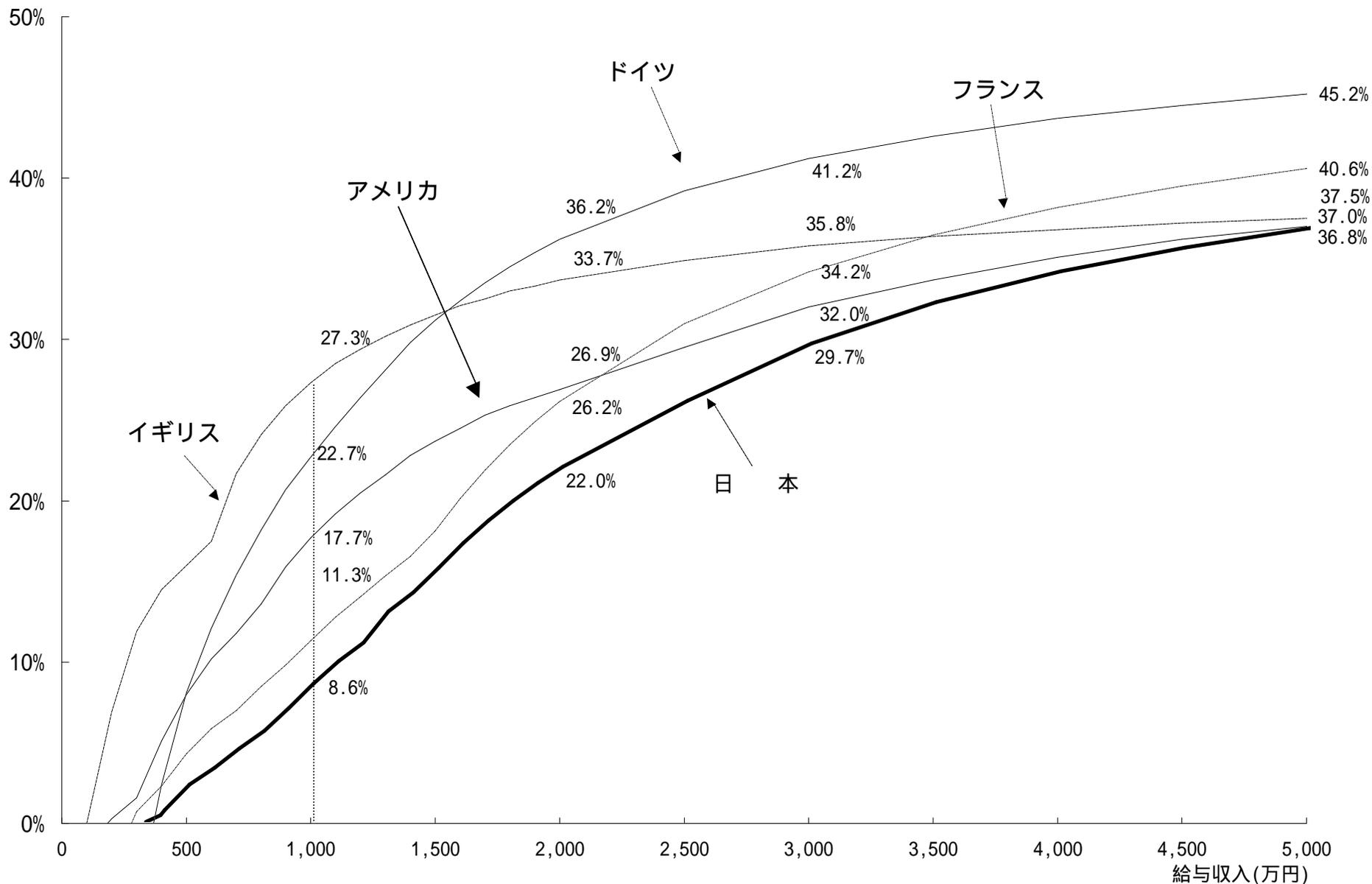
平成11年分の所得税については、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額につき10万円の加算措置が講じられていた（平成12年度税制改正で加算措置は廃止）。

# 所得税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	<p><b>4 段階</b></p> <p>(注) 上記に加えて、個人住民税（税率5～13% 3段階）が課されている。</p>	<p><b>6 段階</b></p> <p>(注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税（例：ニューヨーク州 税率4～6.85%、5段階）が課されている。</p>	<p><b>3 段階</b></p> <p>(注) 地方税はない。</p>	<p><b>方程式</b></p> <p>(注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税（税額の5.5%、95年導入、連邦税）が課されている。</p>	<p><b>6 段階</b></p> <p>(注) 地方税はない。</p>
課 税 最 低 限					

(注) 1. 課税最低限は夫婦子2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている）の給与所得者の場合である。  
 2. 諸外国は2001年7月1日現在。  
 3. 換算レートは、アメリカ1ドル=119円、イギリス1ポンド=173円、ドイツ1マルク=55円、フランス1フラン=16円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成12年12月から平成13年5月までの実勢相場の平均値）。

## 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）

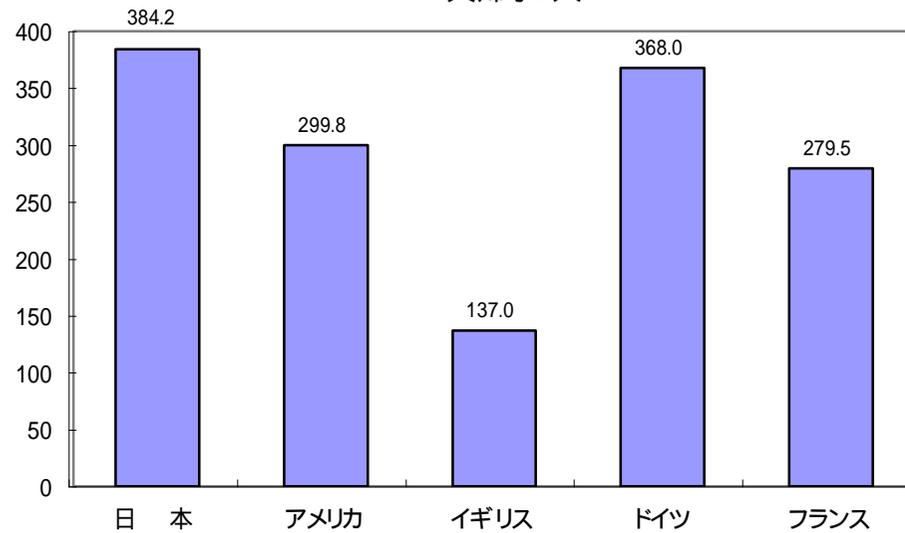


- (注)1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、アメリカは子のうち1人を17歳未満、ドイツは子のうち1人を16歳未満として計算している。  
 2. 諸外国は2001年7月現在の税法に基づく。換算レートは、1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円。  
 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成12年12月から平成13年5月までの実勢相場の平均値)  
 3. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。

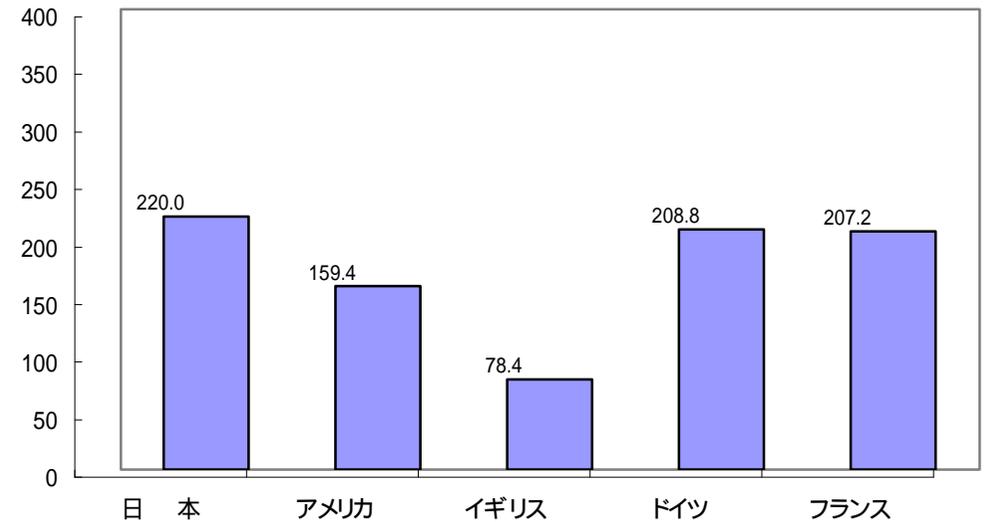
# 課税最低限の国際比較

(単位:万円)

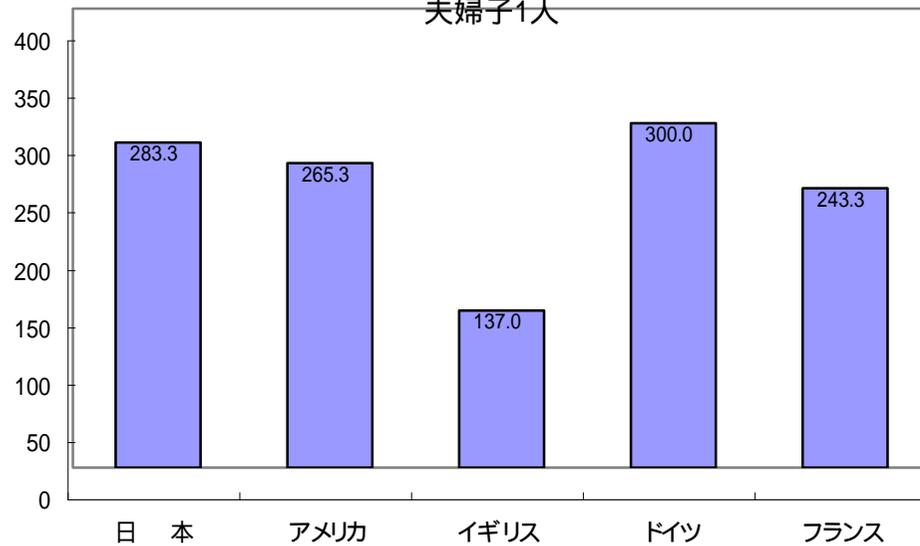
## 夫婦2人



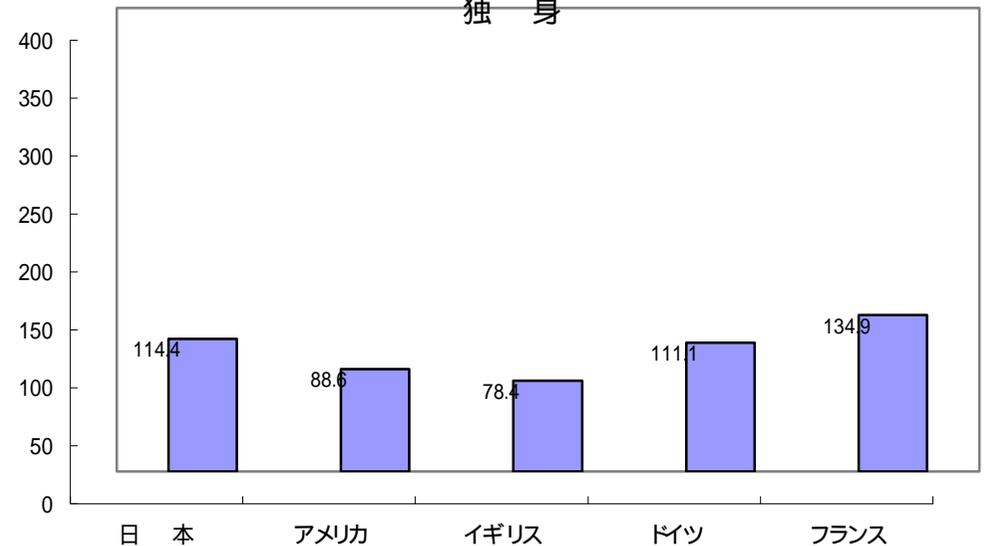
## 夫婦のみ



## 夫婦1人



## 独身

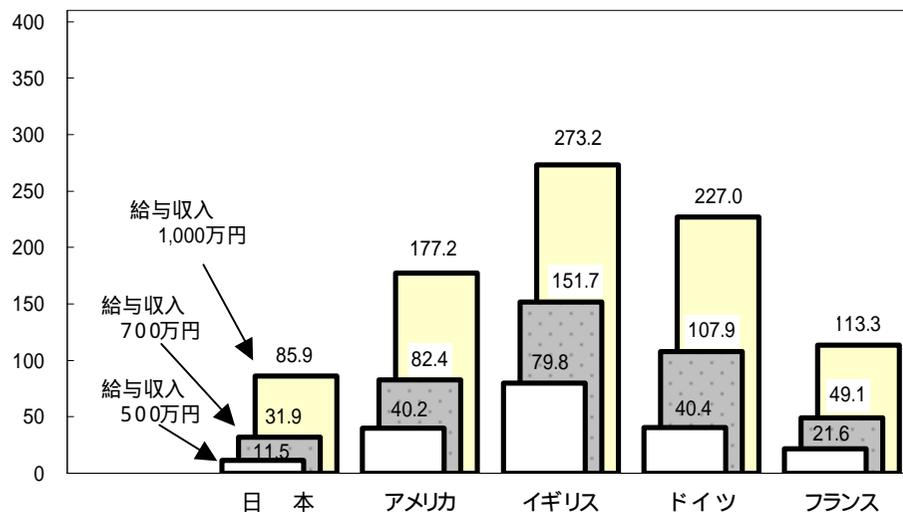


- (注) 1. 日本は、夫婦2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。  
 2. アメリカは、夫婦1人の場合はその子を、夫婦2人の場合は子のうち1人を17歳未満として計算している。  
 3. 諸外国は平成13年7月現在の税法に基づく。換算レートは1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円。

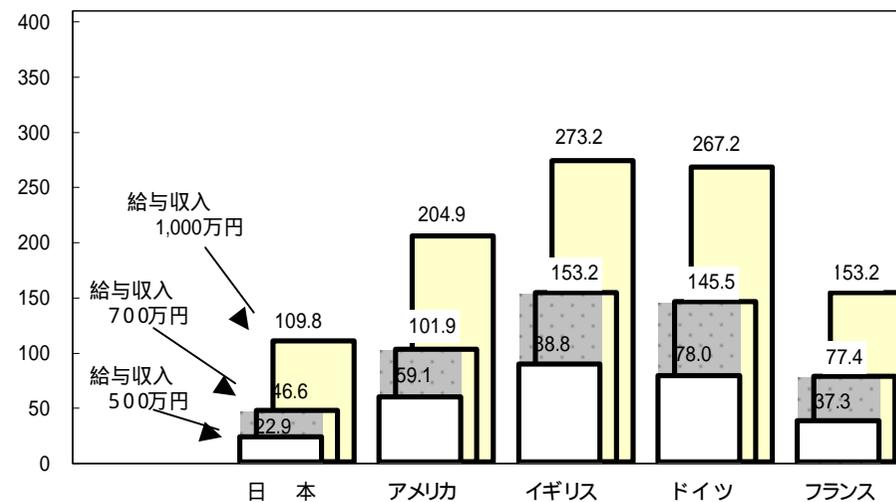
# 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位:万円)

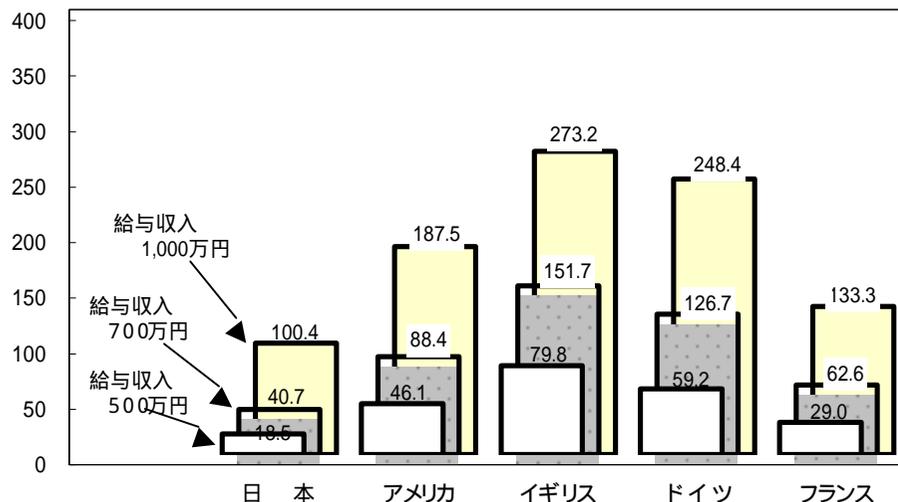
## 夫婦2人



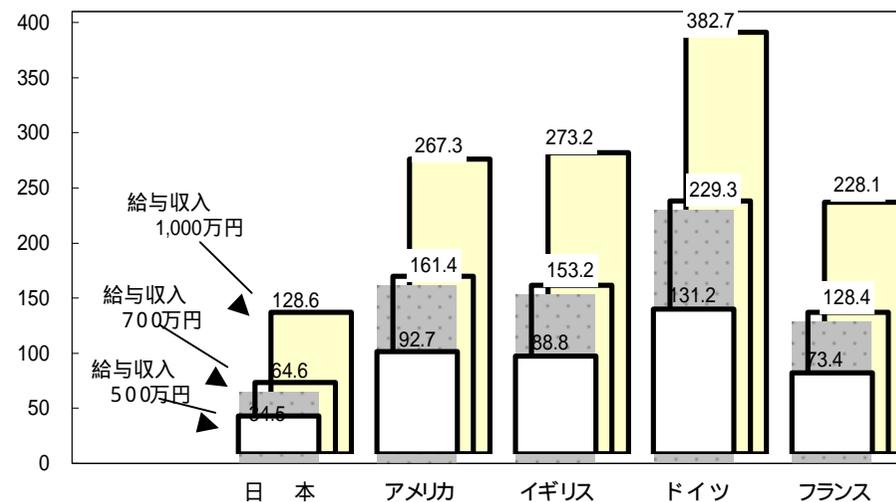
## 夫婦のみ



## 夫婦1人



## 独身

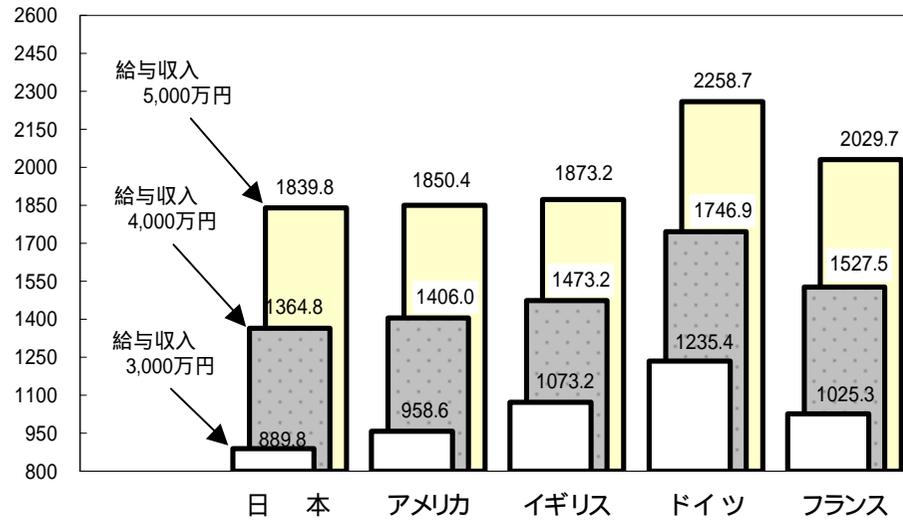


- (注) 1.日本は夫婦2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。  
 2.アメリカは夫婦1人の場合は、その子を、夫婦2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。  
 3.ドイツは夫婦1人の場合は、その子を、夫婦2人の場合は子のうち1人を16歳未満としている。  
 4.日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 5.諸外国は2001年7月現在。  
 6.邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成12年12月から平成13年5月までの実勢相場の平均値)

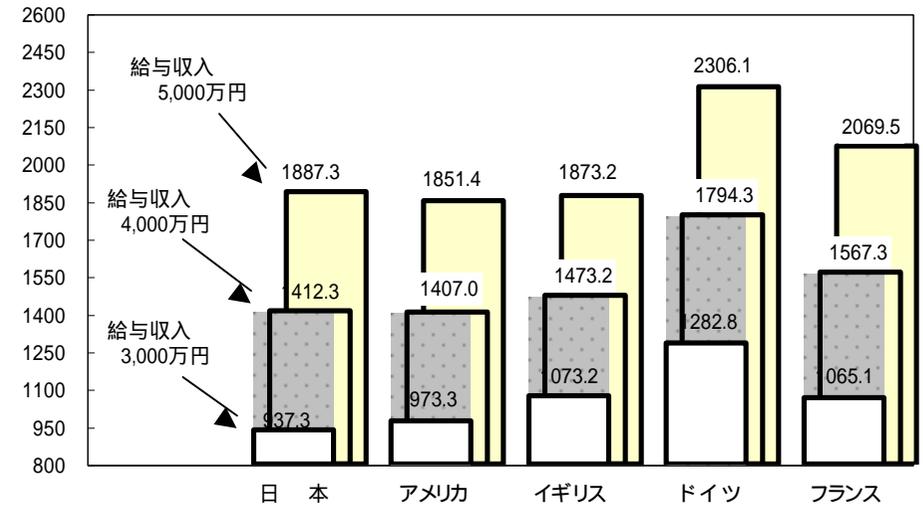
# 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位:万円)

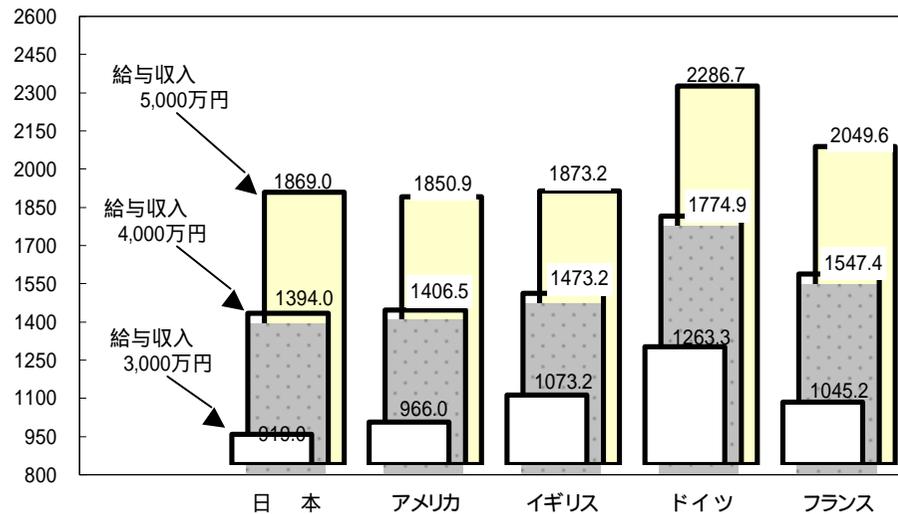
## 夫婦子2人



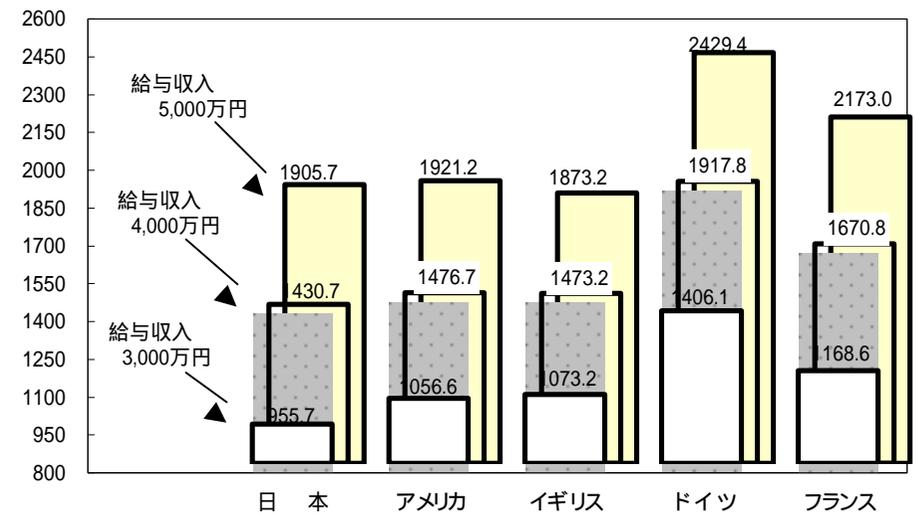
## 夫婦のみ



## 夫婦子1人



## 独身



- (注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。  
 2. アメリカは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。  
 3. ドイツは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を16歳未満としている。  
 4. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 5. 諸外国は2001年7月現在。  
 6. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成12年12月から平成13年5月までの実勢相場の平均値)

( 法 人 課 税 )

## 平成10年度改正の概要

### 1. 法人税の税率引下げ（主なもの）

	改正後	10年度改正前
基本税率	34.5%	37.5%
中小法人の軽減税率	25%	28%
（参考）法人課税の実効税率	46.36%	49.98%

### 2. 課税ベースの適正化

### 3. 実施時期

平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用

（注）引当金等の課税ベースの適正化については6年間の経過措置が講じられている。

### （参考）法人税制改革による改正増減収額（平年度）[平成10年度ベース]

税率引下げ	1.4兆円	～	1.4兆円
課税ベースの適正化	1.1兆円	～	1.2兆円
差引減収額	0.3兆円	～	0.2兆円

## 「法人課税小委員会報告」（平成8年11月）における検討項目

費用・収益の計上基準（工事、割賦販売等、長期金融商品、短期前払費用、支払利子）

資産の評価（棚卸資産、有価証券、外貨建債権債務）

減価償却、リース資産、繰延資産

引当金等（貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金、製品保証等引当金、返品調整引当金、特別修繕引当金、準備金）

法人の経費（役員報酬等、福利厚生費、交際費、寄附金、外国の罰金）

租税特別措置等、金融派生商品、欠損金の繰越し・繰戻し、法人間配当

企業分割・合併等（現物出資の課税の特例、合併清算所得課税、連結納税等）

同族会社に対する留保金課税、公益法人等、保険・共済事業

国際課税（外国法人に対する課税、外国税額控除、タックス・ヘイブン税制、移転価格税制）

事業税の外形標準課税

## 平成10年度改正における課税ベースの適正化

### 引当金関係

- ・ 貸倒引当金（法定繰入率の廃止）
- ・ 賞与引当金・製品保証等引当金（廃止）
- ・ 退職給与引当金（累積限度額40% 20%）
- ・ 特別修繕引当金（積立割合を縮減して租税特別措置に改組）

減価償却（新規取得建物の定額法、建物耐用年数の短縮等）

上場有価証券の評価（切放し低価法を廃止）

### 収益費用の計上基準

- ・ 工事進行基準の採用（工期2年以上、請負金額50億円以上の工事）
- ・ 割賦基準（賦払期間が2年以上の割賦販売を除き廃止）

交際費（資本金5000万円以下の中小法人に係る損金不算入割合10% 20%）

### 租税特別措置の整理合理化

その他（外国の罰金、繰延資産等）

## 平成11年度改正の概要

### 1. 法人課税の税率引下げ（主なもの）

	改正後	11年度改正前	〔参考：9年度〕
・法人税			
基本税率	30%	34.5%	37.5%
中小軽減税率	22%	25%	28%
・法人事業税			
基本税率	9.6%	11%	12%

#### （参考1）法人課税の実効税率

改正後	11年度改正前	〔参考：9年度〕
40.87%	46.36%	49.98%

#### （参考2）法人課税の税率引下げによる減税規模（平年度）

2.5兆円（国税 1.7兆円、地方税 0.8兆円）

### 2. 実施時期

平成11年4月1日以後に開始する事業年度から適用

## わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕  
税制調査会

### 二 法人課税

#### 1. 法人税

##### (3) 法人税の課題

###### 税率と課税ベースの適正化

課税ベースを適正化することにより、産業間で実質的な税負担が異なっていたり税制が特定の産業・企業に奨励的ないし抑制的になっていることを改めることは、税制の中立性の向上に資するものです。

主要な先進国においても、法人課税について、企業間・産業間の税の中立性の確保及び経済の活性化などの観点から、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」という法人税改革が、1980 年代半ばから 90 年代にかけて行われています。既に述べたように、わが国においても、同様な観点から、平成 10 年度税制改正において、法人税の課税ベースの大幅な見直しと法人税の基本税率の引下げが併せ行われましたが、平成 11 年度税制改正においては、景気情勢に配慮し、課税ベースの見直しは行われないうまま税率の引下げが行われました。

わが国の現在の法人課税の実効税率は、既に述べたように、国際水準並みとなっています。わが国の厳しい財政状況などを考えると、法人税率の更なる引下げの余地はないと言えます。

また、課税ベースの問題については、平成 11 年度税制改正の経緯にも十分留意しつつ、公正・中立で透明性の高い税制を構築する観点から、今後、残された課題について、その一層の適正化に向けて取り組んでいくことが重要です。

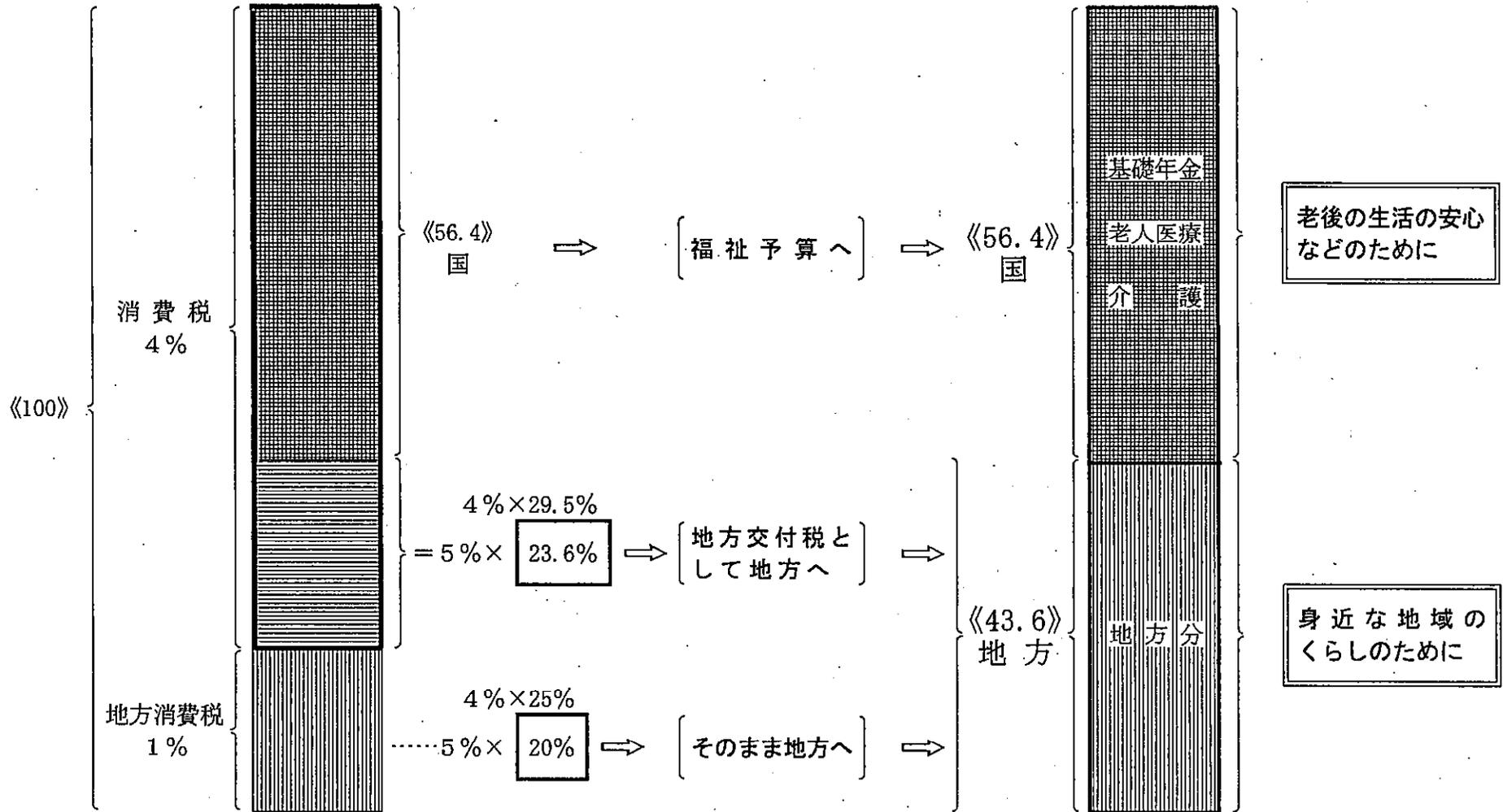
(消費課税)

## 消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行
税率：3%		→ 4% (消費税率換算1%相当の地方消費税を合わせると5%)
免税点制度 適用上限3000万円		→ 資本金1000万円以上の新設法人は不適用
簡易課税制度 適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止
仕入税額控除：帳簿方式		→ 請求書等保存方式
申告納付 中間申告と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円超)	→ 中間申告回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) { 中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下 年1回 500万円超 年3回 }	→ 中間申告の基準年税額の引下げ { 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 年3回 }

# 消費税の使途

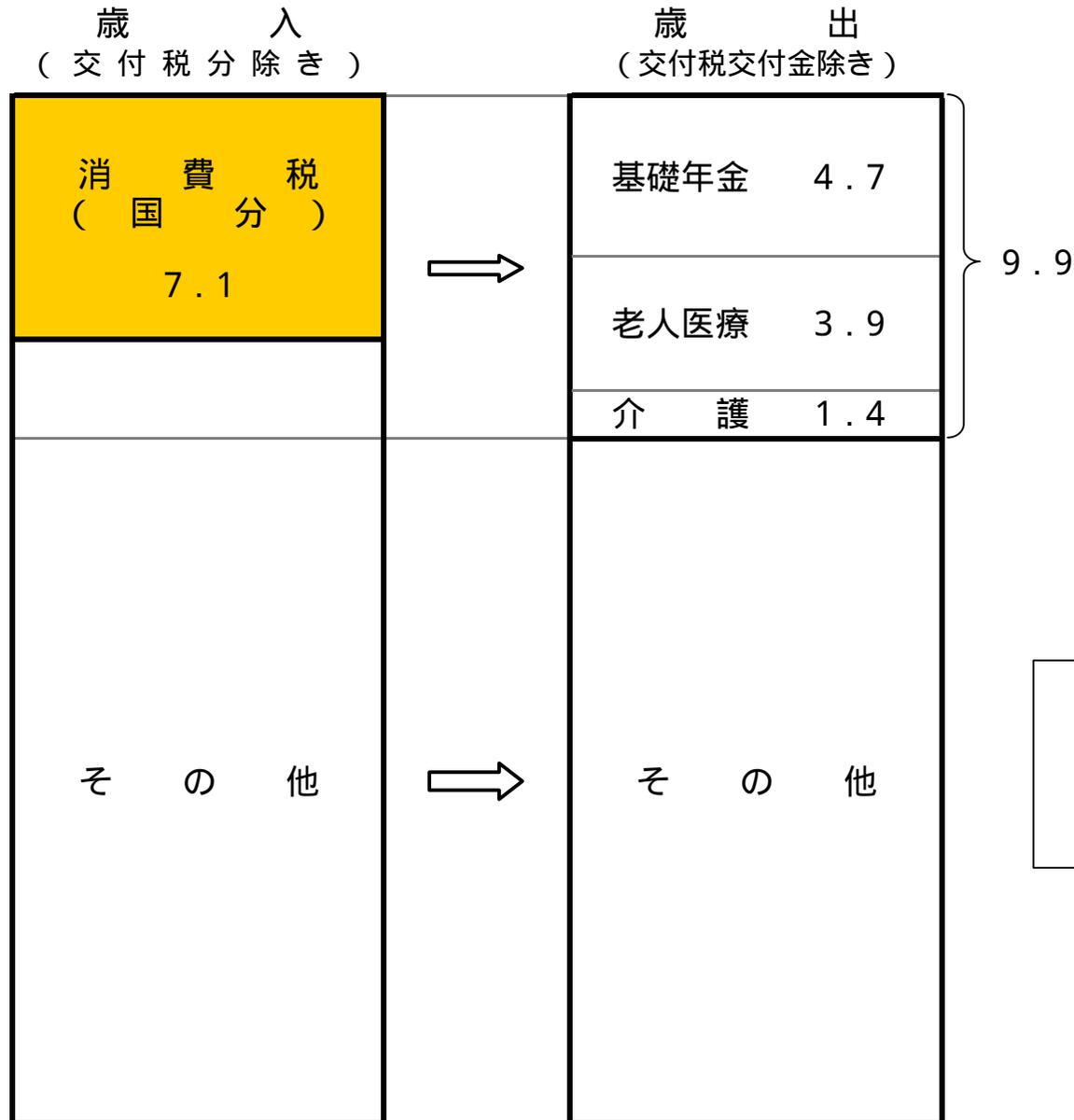
消費税収4%+地方消費税収1%



# 消費税の福祉目的化

(平成13年度補正予算)

(単位：兆円)



(参考)

一般会計歳入計	83.7
租税収入	49.6
・所得税収	18.1
・法人税収	11.2
・消費税収	10.1 (a)
公債金	30.0
・特例公債金	20.9

消費税収(国+地方)	12.7
・消費税	10.1 (a)
・地方消費税	2.6 (b)

↓  
地方交付税調整後

- ・国 : (a) - ((a) × 29.5%) = 7.1
- ・地方 : (b) + ((a) × 29.5%) = 5.6

平成 13 年 度 一 般 会 計 予 算

予 算 総 則 (抄)

(消費税の収入が充てられる経費の範囲)

第 17 条 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所 管	組 織	項
( 略 )		
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	厚生労働本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、老人医療・介護保険給付諸費(臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費負担金、財政安定化基金負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。)、国民健康保険助成費(老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。)、社会保険国庫負担金(老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。)、厚生年金保険国庫負担金(基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。)、国民年金国庫負担金(基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。)
( 略 )		

( 資産課税等 )

# 最近における相続税の主な改正

		抜本改正前	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正(現行) (平成6年1月1日以降適用)
税 率 構 造	イメージ図	<p>5億円超 (最高税率 75%) 14段階</p>	<p>5億円超 (最高税率 70%) 13段階</p>	<p>10億円超 (最高税率 70%) 13段階</p>	<p>5億円超 (最高税率 75%) 20億円超 (最高税率 70%) 9段階</p> <p>抜本改正前 → 現行</p>
	基礎控除	$2,000\text{万円} + 400\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ (3,600万円)	$4,000\text{万円} + 800\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ (7,200万円)	$4,800\text{万円} + 950\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ (8,600万円)	$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ (9,000万円)
小規模宅地の課税の特例	適用対象面積	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	平成11・12年 特定事業用等 330m <sup>2</sup> 上記以外 200m <sup>2</sup> 平成13年～ 特定事業用等 400m <sup>2</sup> 特定居住用 240m <sup>2</sup> 上記以外 200m <sup>2</sup>
	減額割合	事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	特定事業用等 } 80% 特定居住用 } 上記以外 50%

(注1) 基礎控除の( )内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。  
 (注2) 特定事業用等又は特定居住用とは、事業又は居住を継続して行う場合をいう。

## 小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要

区 分	内 容	土地等の価額の減額割合	適用対象面積(注)
事業用宅地	事業を継続	80%	400㎡まで
	事業を継続せず	50%	200㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	240㎡まで
	居住を継続せず	50%	200㎡まで
不動産貸付、駐車場等 に利用されている宅地		50%	200㎡まで

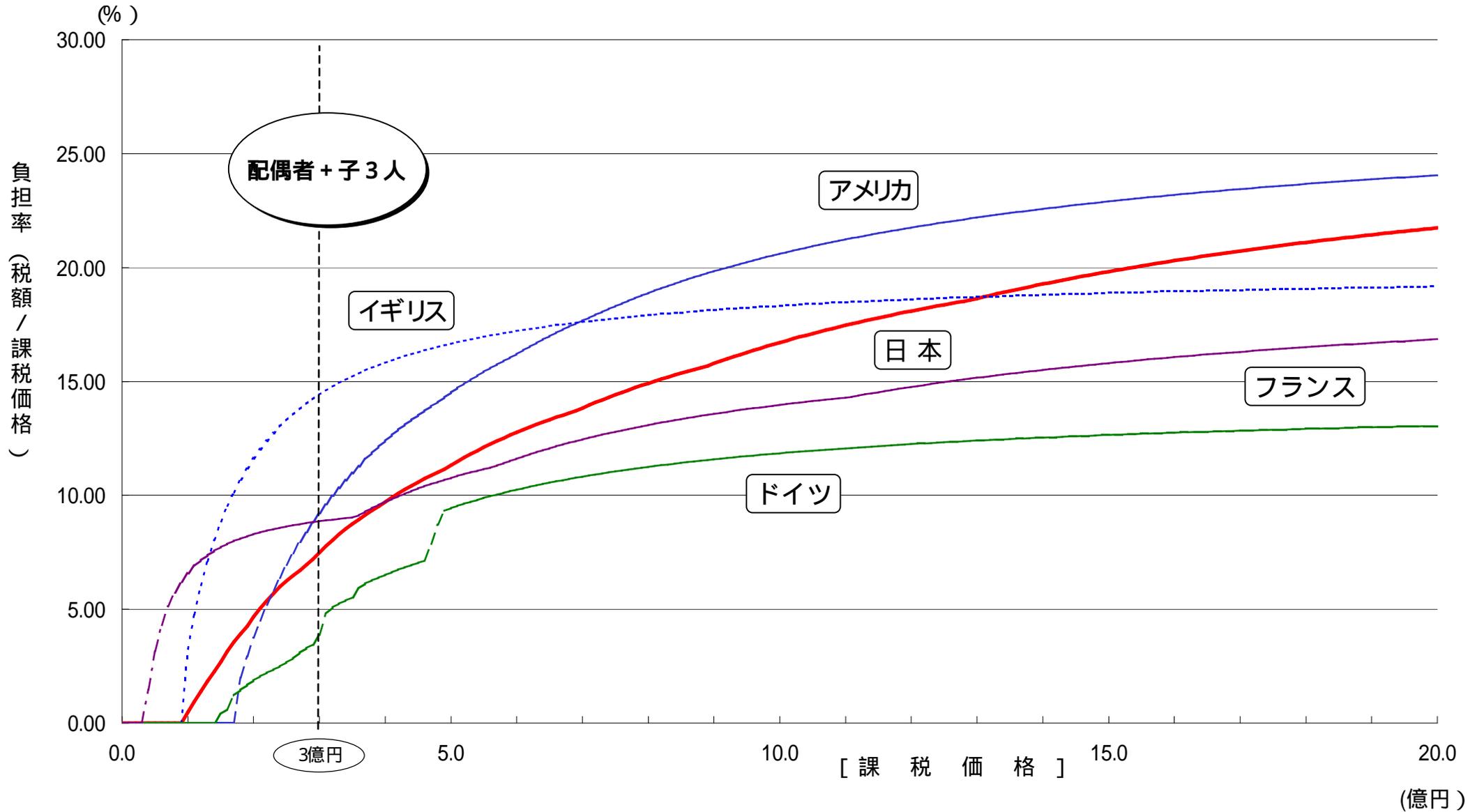
(注) 小規模宅地等が事業用宅地(事業を継続)とそれ以外のものがある場合等には、適用対象面積の調整がある。

## 相続税の課税状況の推移

区分 年分	死亡者数・課税件数等				合計課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金額	(d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.4	16,890	3,329.3	12.7

- (備考) 1. '死亡者数(a)'は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。  
 2. '被相続人1人当たりの法定相続人数'は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。  
 3. '課税件数(b)'は、相続税の課税があった被相続人の数である。  
 4. '納付税額(d)'には納税猶予額を含まない。

# 主要諸外国の相続税の負担率



(備考) 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による (平成13年下半期レート 1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円)

(注) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

## 土地譲渡益課税制度の概要

その年1月1日における所有期間	5 年 以 内	5 年 超	10 年 超
個人	<p>次の と のいずれが多い方の税額による分離課税</p> <p>譲渡益 × 40% (住民税12%) 総合課税による上積税額 × 110%</p> <p>(注1)</p>	<p>〔基本的な課税〕100万円控除後の譲渡益について次による分離課税 一律20% (住民税6%) (平成15.12.31までの時限措置)</p> <p>〔特例措置〕 優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の軽減税率の特例 4,000万円以下の部分・・・15% (住民税5%) 4,000万円超の部分・・・20% (住民税6%)</p> <p>( 公有地の確保 優良な宅地供給 優良建築物の建設 等 )</p>	<p>〔特例措置〕 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 6,000万円以下の部分・・・10% (住民税4%) 6,000万円超の部分・・・15% (住民税5%) 相続等により取得した居住用財産の買換え等の特例 特定の居住用財産の買換え等の特例</p>
法人 (注2)	<p>通常の法人税に加え10%の税率で課税 (平成15.12.31までの間適用停止)</p>	<p>通常の法人税に加え5%の税率で課税 (平成15.12.31までの間適用停止)</p>	
	(公有地の確保、優良な宅地供給、優良建築物の建設等に資する譲渡については、これらの課税制度は適用されない。)		
個人・法人 〔特別控除等〕	<p>収用等のために譲渡した場合の特別控除の特例 特定の土地区画整理事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例 特定住宅地造成事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例 農地保有合理化等のために譲渡した場合の特別控除の特例 居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例</p> <p>特定の事業用資産の買換え等の特例</p>		<p>5,000万円 2,000万円 1,500万円 800万円 3,000万円</p>

(注)1. 上積税額とは、土地譲渡に係る所得と他の所得との合計額に通常の累進税率を適用して算出した税額から、他の所得のみに通常の累進税率を適用して算出した税額を控除して求められる差額をいう

2. 個人の土地の譲渡が事業所得等に該当する場合には、法人に準じた制度がある。

# 個人の土地譲渡益課税の変遷

優良な譲渡

一般の譲渡

4千万円

平成元年～



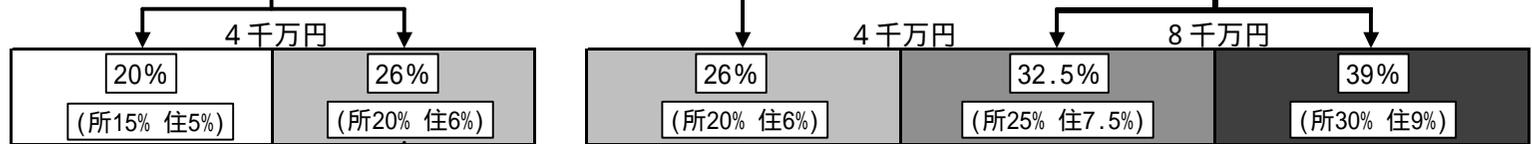
3年度改正後



7年度改正後



8年度改正後



10年度改正後

平成10～12年までの  
一般譲渡に係る時限措置



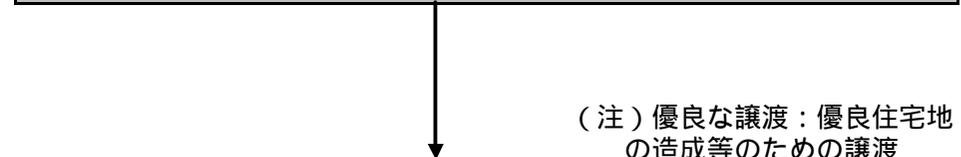
11年度改正後

平成11～12年までの  
一般譲渡に係る時限措置



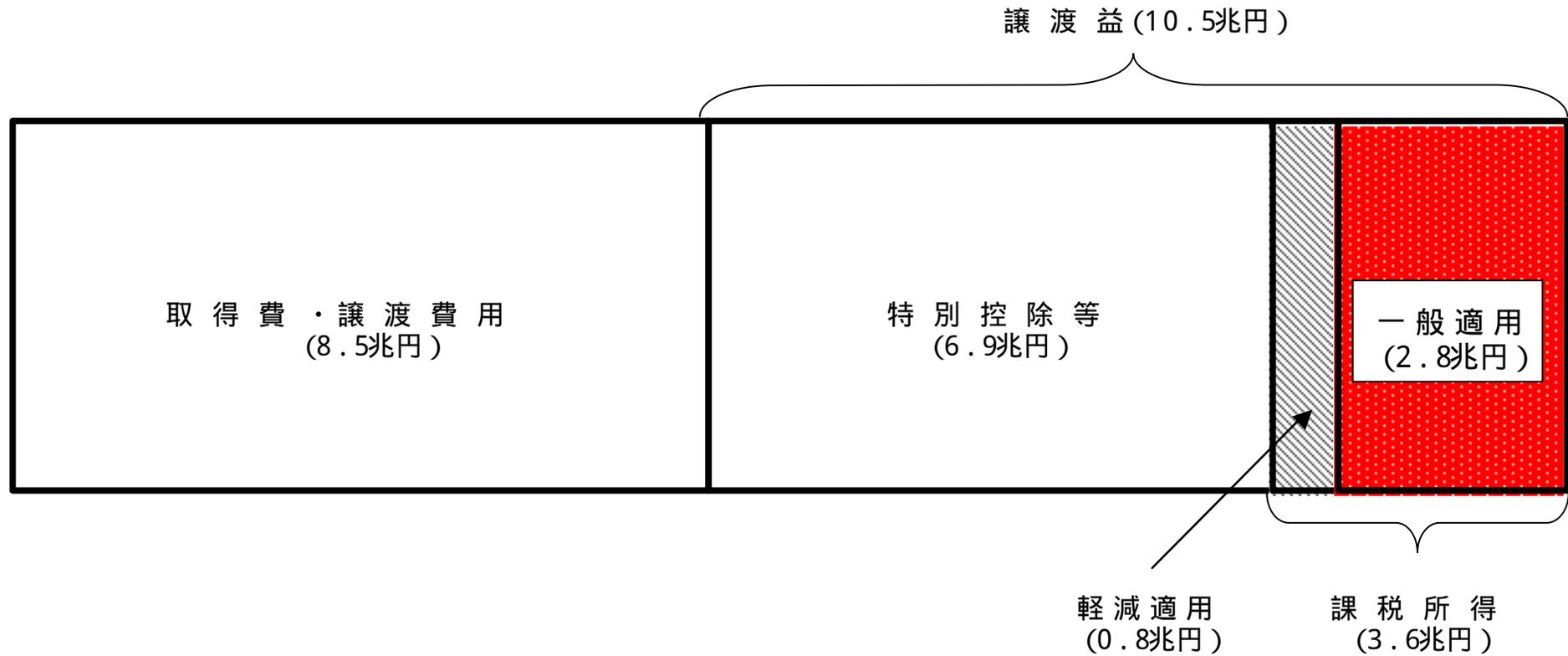
13年度改正後

平15.12.31まで延長  
(一般・優良)



(注) 優良な譲渡：優良住宅地の造成等のための譲渡

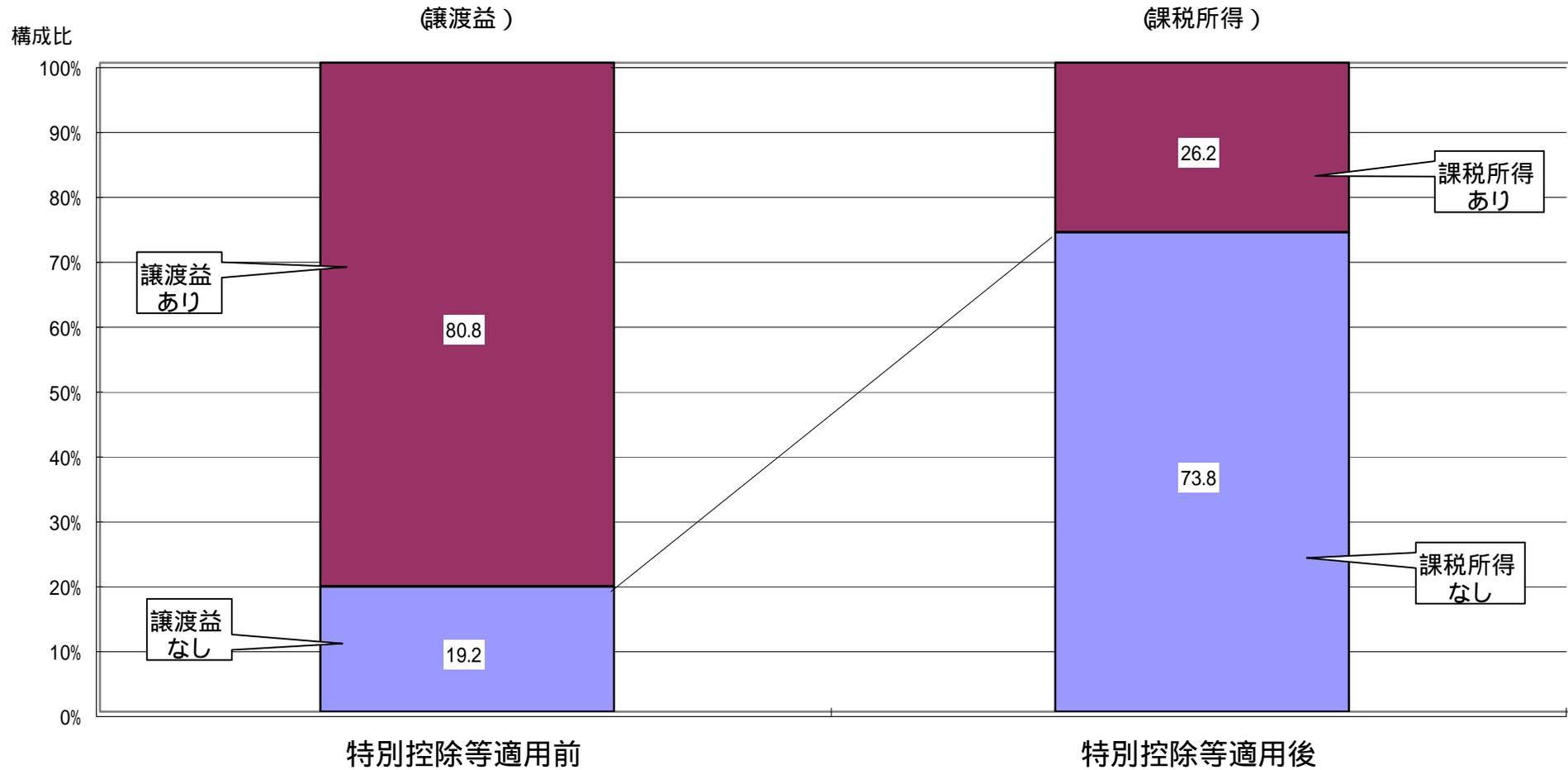
土地譲渡所得の課税状況(11年分)ー譲渡価額19.0兆円



(備考)主税局調べ

(参考)主たる所得が土地譲渡所得である者に係る申告納税額：6400億円(平成11年分：国税)

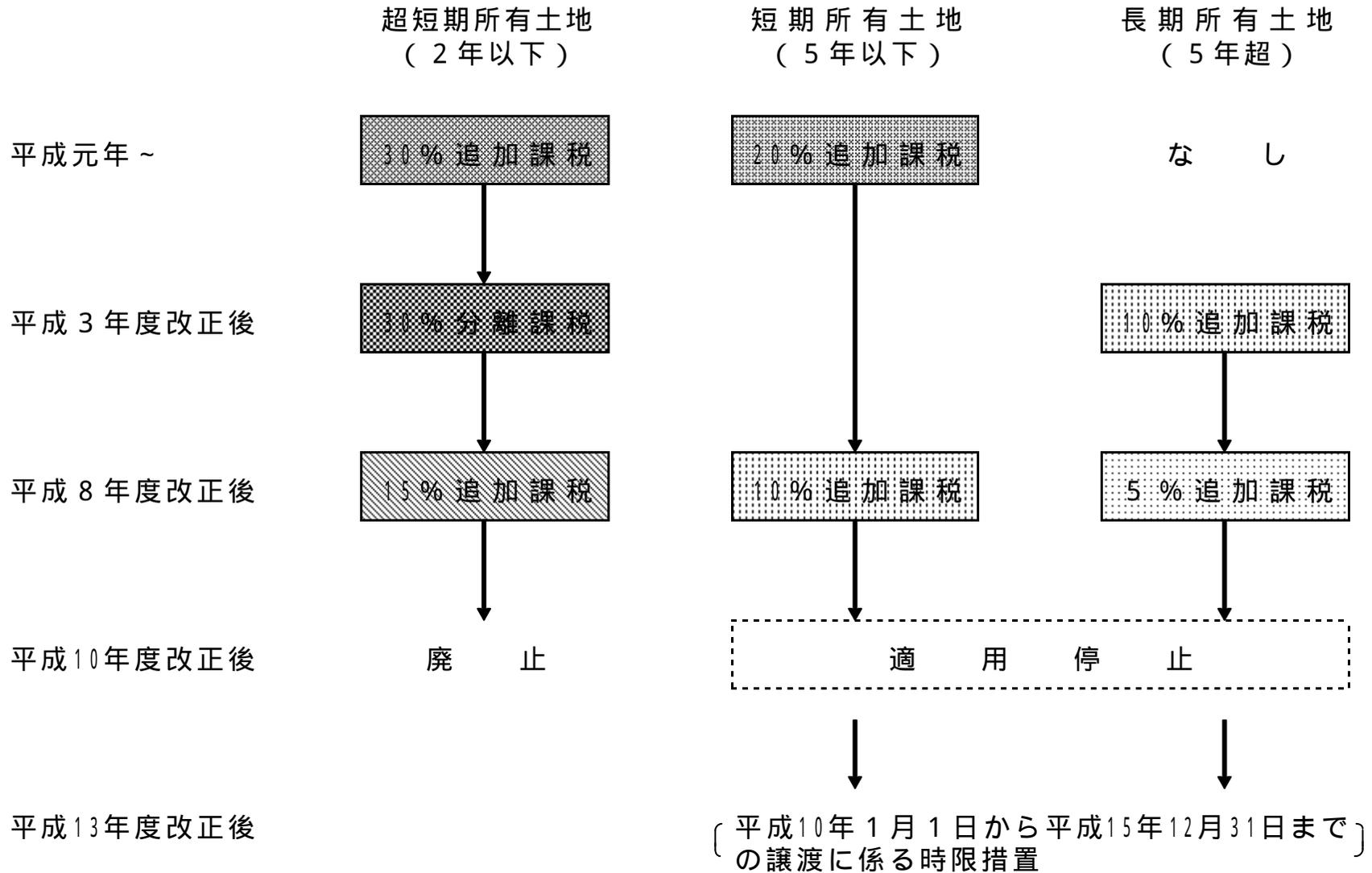
# 特別控除等の適用前後における土地の譲渡益有無別の人員構成比（11年分 個人・長期）



(備考) 主税局調べ

(注) 「特別控除等適用前」とは買換え等に係る課税の繰延べや特別控除を適用する前を示す。

## 法人の土地譲渡益に対する追加課税制度の変遷



(注) 優良住宅地の造成等のために譲渡した場合には、従前から追加課税の適用除外とされている。

# 地 価 税 の 概 要

## 地価税の概要

### 課税対象

毎年1月1日に個人及び法人が保有する土地等

### 評 価

毎年1月1日の時価（相続税評価額）

### 基礎控除

定額控除の金額又は面積比例控除の金額のいずれか多い金額

- ・ 定額控除の金額

本 則	平成9年の特例
資本金等が1億円超の法人 〔保険業法に規定する 相互会社等を含む。〕	資本金等が10億円超の法人 5億円 〔保険業法に規定する 相互会社等を含む。〕
10億円	資本金等が1億円超10億円以下の法人 8億円
上記以外の法人及び個人	15億円

- ・ 面積比例控除の金額  
保有土地面積（非課税分を除く）× 3万円

### 税 率

本則	0.3%	平成8・9年の特例	0.15%
----	------	-----------	-------

### 非課税等

#### 非 課 税

- ・ 国等の保有する土地等及び一定の公益的な用途に供されている土地等
- ・ 居住用の土地等（1,000㎡以下の部分に限る。）
- ・ 1㎡当たりの評価額が3万円以下の土地等

#### 課税価格の計算の特例

- ・ 3分の1軽減特例
- ・ 2分の1軽減特例
- ・ 5分の4軽減特例 …… 優良な一団の宅地造成事業等に係る土地等

### 地価税の仕組み

$$\left[ \left( \begin{array}{c} \text{土地等の価額の合計額} \\ \left\{ \begin{array}{c} \text{保有土地等} \\ \text{非課税土地等} \end{array} \right\} \right) - \text{基礎控除額} \right] \times \text{税率} = \text{地価税額}$$

### 地価税収

年度	地価税収	0.1%当たりの税収
平成4年度決算額	5,201億円	(2,601億円)
平成5年度決算額	6,053億円	(2,018億円)
平成6年度決算額	4,870億円	(1,623億円)
平成7年度決算額	4,063億円	(1,354億円)
平成8年度決算額	1,772億円	(1,181億円)
平成9年度決算額	1,601億円	(1,067億円)

平成10年から  
当分の間  
地価税の  
課税を停止

## 有価証券取引税の概要

(平成11年3月31日をもって廃止)

- (1) 納税義務者 有価証券を譲渡した者
- (2) 課税対象 株券等、転換社債券等、公社債券等の譲渡
- (3) 課税標準 売買による譲渡の場合は売買価額、その他の場合は譲渡時の価額

(4) 税率

区 分	第 1 種 ( 証券会社 )		第 2 種 ( 投資家 )		
	本 則	(特例) H10.4.1~	本 則	(特例) H8.4.1~	(特例) H10.4.1~
株 券 等	0.12 %	0.06 %	0.30 %	0.21 %	0.10 %
転換社債券等	0.06 %	0.03 %	0.16 %	0.16 %	0.08 %
公社債券等	0.01 %	0.005 %	0.03 %	0.03 %	0.015 %

(5) 納付方法

証券会社が納税義務者である場合 翌月末日までに国に申告納付

証券会社への売委託により譲渡した場合  
証券会社等へ譲渡した場合  
発行会社へ端株・単位未満株式を譲渡した場合 } 証券会社等が特別徴収により徴収したうえ、翌月末日までに国に納付

その他 ? 譲渡した日の翌日までに国に納付(税額が10万円以下であるときは、印紙納付可)し、有価証券取引書を作成して、  
これに領収書又は印紙を貼付

(単位：億円、%)

(6) 税 収

年度	国税収入	有価証券取引税収	/	年度	国税収入	有価証券取引税収	/
59	367,748	5,062	1.4	4	573,964	3,125	0.5
60	391,502	6,709	1.7	5	571,142	4,551	0.8
61	428,510	13,664	3.2	6	540,007	3,905	0.7
62	478,068	17,700	3.7	7	549,630	4,791	0.9
63	521,938	21,229	4.1	8	552,261	3,915	0.7
元	571,361	12,331	2.2	9	556,007	4,036	0.7
2	627,798	7,479	1.2	10	511,977	1,726	0.3
3	632,110	4,430	0.7			(廃止)	

## 取引所税の概要

納税義務者	取引所の会員
課税対象	取引所における商品・証券・金融の先物取引及びオプション取引
課税標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先物取引については、いわゆる約定金額</li> <li>・ オプション取引については、いわゆるオプション料</li> </ul>
税率	<p>① 先物取引(②を除く) 万分の0.05 (本則 万分の0.1)</p> <p>② 日本円金利先物取引 万分の0.005 (本則 万分の0.1)</p> <p>③ オプション取引 万分の0.5 (本則 万分の1)</p> <p>(注)平成10年4月1日以後に行う先物取引等から適用。</p>
課税・納税方式	取引所は、先物取引等が行われた際、取引所の会員から取引所税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに納付する。(特別徴収方式)
税収	190億円(平成10年度決算額)

(注) 取引所税は、平成11年3月31日をもって廃止。